第3号様式(第6条第1項関係)

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議	・報告部課					

平成29年5月23日

会議結果報告書

1 日時及び場所

平成29年5月17日(水)午前10時30分~ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

文化課 山本課長 長濱副主幹 行政経営改革課 岡田課長、元田主査補

3 件名

使用料・手数料の見直し案の公表スケジュールについて

- 4 会議結果
 - 案のとおり決定する。
 - □ 一部修正の上、決定する。
 - □ 継続して検討する。
 - □ 案を否決する。
 - □ 報告を了承する。
- 5 会議内容
- 文化会館使用料を受益者負担率100%としない理由、公表スケジュール、公表資料 の3点について審議した。
- 会議資料のうち、付議書以外の資料は、新たな使用料・手数料の案であり、白井市情報公開条例第9条第1項第6号(意思形成過程情報)に該当するため、広報しろいの掲載日である8月15日まで非公開とする。

【主な質疑・意見】

- 今回の使用料・手数料の見直しは、行政経営指針に基づくものか。
 - *→*そうである。
- 文化会館使用料を受益者負担率100%としない理由については、市民にわかりやすい表現にしたほうが良い。
- 今後の文化会館の在り方については、市民主体の施設として市民がいかに使いやすいかという観点から、どのような整備が必要かという部分まで踏み込んで検討すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名(総務部行政経営改革課)

1 件名

使用料・手数料の見直し案の公表スケジュールについて

2 目的

使用料・手数料の見直しに当たっては、市民に情報提供を図りながら、平成30年4月から 見直し後の新たな使用料・手数料とすることを平成28年10月政策会議で決定しています。 使用料・手数料については、長年にわたり据え置かれてきたものも多く、社会状況の変化等 を踏まえ、施設を使用している市民と使用していない市民の負担の公平性を考慮した見直しが 必要です。

そのためには、市民に対して、使用料・手数料のコストと受益者負担率を明らかにする必要があるため、以下のスケジュールで進めることとしたいので付議します。

3 現状と課題

【見直しの経緯】

平成28年6月 政策会議において、「使用料・手数料の考え方」について決定

10月 政策会議において、次のとおり決定した。

- •新たな使用料・手数料の額を決定 別添1
- ・ 平成30年4月の実施と市民に情報提供を図りながら実施することを決定
- ・見直しした結果、受益者負担率100%としない文化会館使用料は、 その理由を定めることを決定。

4 対応

【公表資料】新たな使用料・手数料の額の案 追加資料

使用料 料金単価算出資料 別添2 (内訳表は公表しない)

【公表場所】広報しろい、市ホームページ、情報公開コーナー

【その他】

文化会館使用料の受益者負担率を100%としない理由は、 別添3 (案) のとおり

5 スケジュール

平成29年3月1日号	広報しろいで、使用料・手数料・減免制度の見直しを進めている ことを周知
5月30日	議員全員協議会(公表資料の説明)中間報告
7月 5日	戦略会議で減免制度の基本方針を決定
8月15日	広報しろいで減免制度の基本方針とともに追加資料を公表する。
	市ホームページ、情報公開コーナーは、別添2も加えて公表。
9月	使用料条例等の改正条例案を議会へ上程
1 0月	指定管理者と利用料金の変更について協議
11月15日	広報しろいで、変更後の使用料・手数料の額・減免制度の基本方
	針を公表
平成30年4月	新たな使用料・手数料・減免の実施

6 関連情報

関係法令等	白井市使用料条例ほか
関係課	財政課(使用料条例)など 個々の条例による使用料や手数料は各担当課
予算措置	なし

新たな使用料・手数料の額

1 使用料の見直しの検討結果

- (1) 見直しを行った結果、受益者負担率 100%まで金額を見直す使用料・利用料金
 - ●自転車等駐車場定期利用 市内居住者(1年間 1台につき)

区 分		現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
自転車	一般	3, 600 円		4, 000 円	99. 1%
	高校生以下	1,800円	4, 038. 3 円	2,000円	49. 5%
唇動機什 白起市	一般	5, 400 円		6,000円	148. 6%
原動機付自転車	高校生以下	2, 700 円		3,000円	74. 3%



●自転車等駐車場定期利用 市外居住者(1年間 1台につき)

区 分		現行金額	コスト	提案額	受益者負担率			
自転車	一般	7, 200 円		8, 000 円	198. 1%			
	高校生以下	3, 600 円	4, 038. 3 円	4,000円	99.1%			
医新继 什 白起市	一般	10,800円		12,000円	297. 2%			
原動機付自転車 	高校生以下	5, 400 円		6,000円	148. 6%			



●農業センター(1時間につき)

区分	現行金額	コスト 提案額		受益者負担率	
会議室1	160 III	324.4円	(\\)\) 240 III	74.0%	
会議室 2	160円	320.7円	(※) 240円	74. 8%	



■ (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。

●西白井公民館(1時間につき)

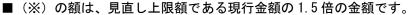
●日口が五氏品(「時間につど)							
	現行金額		L	提案額	亚光老色扫描		
区分	9~17 時	17~21 時	コスト	9~21 時	受益者負担率		
工芸室(A)	230 円	340 円	591.4円	(※) 340円	57. 5%		
調理実習室(B)	480 円	590 円	713.8円	710 円	99. 5%		
研修室 (C)	230 円	340 円	714.6円	(※) 340円	47. 6%		
作法室(D)	230 円	340 円	705.6円	(※) 340円	48. 2%		
視聴覚室(E)	640 円	750 円	767.1円	760 円	99. 1%		
レクリエーションホール(F)	640 円	750 円	1694.0円	(※) 960円	56. 7%		



- (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。
- ■公民館・コミュニティセンターの同種の施設(A~Hで分類)は、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。
- ■9~17 時までと、17~21 時までの金額は、コストが同じため金額を統一しています。

●白井駅前公民館(1時間につき)

豆 八	現行金額		- 7 l	提案額	受益者負担率
区分	9~17 時	17~21 時	コスト	9~21 時	文金百貝担平
研修室 I (G)	160 円	270 円	649.1円	(※) 240円	37.0%
研修室Ⅱ (G)	100 円	270 🗖	043.1	(水) 240 円	37.0%
作法室(D)	230 円	340 円	705.6円	(※) 340円	48. 2%
調理実習室(B)	480 円	590 円	713.8円	710 円	99. 5%
視聴覚室(E)	640 円	750 円	767.1円	760 円	99.1%
レクリエーションホール(F)	640 円	750 円	1694.0円	(※) 960円	56. 7%



- ■公民館・コミュニティセンターの同種の施設(A~Hで分類)は、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。
- ■9~17 時までと、17~21 時までの金額は、コストが同じため金額を統一しています。

●桜台公民館(1時間につき)

豆 八	現行金額		771	提案額	亚
区分	9~17 時	17~21 時	コスト	9~21 時	受益者負担率
研修室(C)	230 円	340 円	714.6円	(※) 340円	47. 6%
作法室(D)	230 円	340 円	705.6円	(※) 340円	48. 2%
調理実習室(B)	480 円	590 円	713.8円	710 円	99. 5%
視聴覚室(E)	640 円	750 円	767.1円	760 円	99. 1%
レクリエーションホール(F)	640 円	750 円	1694.0円	(※) 960円	56. 7%

- (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。
- ■公民館・コミュニティセンターの同種の施設(A~Hで分類)は、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。
- ■9~17 時までと、17~21 時までの金額は、コストが同じため金額を統一しています。

●白井コミュニティセンター(1時間につき)

	(3 1 - 3	<u> </u>			
区分	現行金額		コスト	提案額	受益者負担率
区 万	9~17 時	17~21 時		9~21 時	文無有其担平
会議室1 (C)	230 円	340 円	714.6円	(※) 340円	47. 6%
会議室 2 (C)	230 🗖	340 🗖	714.0 🗂	(水) 540 円	47.0%
和室 1 (H)	160 円	250 円	599.8円	(※) 240円	40.0%
和室 2 (H)	160 円	250 🗖	ეყყ. o 🗖	(水) 240 円	40.0%
工芸室(A)	230 円	340 円	591.4円	(※) 340円	57. 5%
調理室(B)	480 円	590円	713.8円	710 円	99. 5%
多目的ホール(F)	640 円	750 円	1694.0円	(※) 960円	56. 7%
陶芸窯(1回につき)		2, 580 円	3733.9円	3, 730 円	99. 9%

- (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。
- ■公民館・コミュニティセンターの同種の施設(A~Hで分類)は、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。
- ■9~17 時までと、17~21 時までの金額は、コストが同じため金額を統一しています。

●公民センター(1時間につき)

豆 八	現行金額		- 7 l	提案額	受益者負担率
区分	9~17 時	17~21 時	コスト	9~21 時	文益有貝担平
会議室(C)	230 円	340 円	714.6円	(※) 340円	47. 6%
相談室(G)	160 円	250 円	649.1円	(※) 240円	37.0%
作法室(H)	160 円	250 円	599.8円	(※) 240円	40.0%
集会室(C)	230 円	340 円	714.6円	(※) 340円	47. 6%
視聴覚室(E)	640 円	750 円	767.1円	760 円	99.1%
調理実習室(B)	480 円	590 円	713.8円	710円	99. 5%
レクリエーションホール(F)	640 円	750 円	1694.0円	(※) 960円	56. 7%

- (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。
- ■公民館・コミュニティセンターの同種の施設(A~Hで分類)は、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。
- ■9~17 時までと、17~21 時までの金額は、コストが同じため金額を統一しています。

●青少年女性センター(1時間につき)

- 112 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
区分	現行金額		コスト	提案額	亚光老台扫描		
区分	9~17 時	17~21 時	7	9~21 時	受益者負担率		
研修室(G)	160 円	270 円	649.1円	(※) 240円	37.0%		
会議室(G)	100 円	2/0 🗖	049.1	(%) 240 🗖	37.0%		
調理室(B)	480 円	590円	713.8円	710 円	99. 5%		
レクリエーションホール(F)	640 円	750 円	1694.0円	(※) 960円	56. 7%		

- (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。
- ■公民館・コミュニティセンターの同種の施設(A~Hで分類)は、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。
- ■9~17 時までと、17~21 時までの金額は、コストが同じため金額を統一しています。

●学習等供用施設(1時間につき)

豆 八	現行金額		771	提案額	亚
区分	9~17 時	17~21 時	コスト	9~21 時	受益者負担率
集会室(C)	230 円	340 円	714.6円	(※) 340円	47. 6%
休養室Ⅱ (D)	230 円	340 円	705.6円	(※) 340円	48. 2%
学習室(調理室)(B)	480 円	590円	713.8円	710 円	99. 5%
学習室(視聴覚室)(E)	640 円	750 円	767.1円	760 円	99. 1%
大集会室(F)	640 円	750 円	1694.0円	(※) 960円	56. 7%

- (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。
- ■公民館・コミュニティセンターの同種の施設(A~Hで分類)は、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。
- ■9~17 時までと、17~21 時までの金額は、コストが同じため金額を統一しています。

●老人福祉センター(1日 1人につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
市内居住者	無料	943. 8 円	無料	0%
市外居住者	510円	უ 4 ა. 0 🗖	(※) 760円	80. 5%

■(※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。



●プラネタリウム個人(1回 1人につき)

区 分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
市内居住者 (大人)	210円		280 円	97. 7%
市内居住者(子供)	100円	286.6円	100円	34. 9%
市外居住者(大人)	320 円	200.0 🗖	340 円	118.6%
市外居住者 (子供)	160円		160 円	55. 8%



●プラネタリウム団体(1回 1人につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
市内居住者(大人)	170 円		220 円	76.8%
市内居住者 (子供)	80 円	286.6円	80 円	27. 9%
市外居住者(大人)	250 円	200. 0 円	270 円	94. 2%
市外居住者(子供)	120 円	-	120 円	41.9%



●都市公園 競技広場(2時間につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
一般	1,620円		1, 030 円	99.8%
高校・大学生	810円	1,031.6円	510円	49. 4%
小中学生	390 円		250 円	24. 2%



■都市公園競技広場と白井運動公園競技広場は、同種の施設のため、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。

●都市公園 庭球場(白井運動公園を除く)(2時間につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
一般	570 円		620 円	99. 4%
高校・大学生	280 円	623.8円	310円	49. 7%
小中学生	140円		150 円	24. 0%



■都市公園庭球場と白井運動公園庭球場は、同種の施設のため、それぞれの施設のコストの平均を コストとしています。

●都市公園 照明灯(1時間につき)

区 分 現行金額		コスト	提案額	受益者負担率
中木戸公園競技広場	5, 900円	2 202 2 III	2 200 III	00 00
南山公園競技広場	5, 900円	2, 383. 2 円	2, 380 円	99.9%



●白井運動公園 競技広場(2時間につき)

区 分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
一般	1,620円		1,030円	99.8%
高校・大学生	810円	1,031.6円	510円	49.4%
小中学生	390 円		250 円	24. 2%



■都市公園競技広場と白井運動公園競技広場は、同種の施設のため、それぞれの施設のコストの平均をコストとしています。

●白井運動公園 庭球場(2時間につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
一般	640 円		620 円	99. 4%
高校・大学生	320 円	623.8円	310円	49. 7%
小・中学生	160 円		150 円	24. 0%



■都市公園庭球場と白井運動公園庭球場は、同種の施設のため、それぞれの施設のコストの平均を コストとしています。

●白井運動公園 陸上競技場(入場料等を徴収せず、専用使用する場合 4時間につき)

区 分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
一般	9, 720 円		(※) 14,580円	39.8%
高校・大学生	4,860円	36, 637. 2 円	5, 830 円	15. 9%
小・中学生	2, 430 円		2, 430 円	6.6%



■ (※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。

●白井運動公園 陸上競技場(入場料等を徴収して、専用使用する場合 4時間につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
一般	32, 400 円	56, 737. 2 円	(※) 48,600円	85. 7%



(※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。

●白井運動公園 陸上競技場(個人が使用する場合 1回 1人につき)

区分	区 分 現行金額		提案額	受益者負担率
一般	220 円	308. 0 円	300円	97. 4%
小・中・高・大学生	110円	300.0 円	150 円	48. 7%



●白井運動公園 陸上競技場附属設備 (1回につき)

区 分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率		
放送設備	1,620円	6, 324. 8 円	(※) 2,430円	38. 4%		
写真判定設備	5, 430 円	6, 135.0円	6, 130 円	99. 9%		



■(※)の額は、見直し上限額である現行金額の1.5倍の金額です。

(2) 見直しを行った結果、受益者負担率 100%のため金額の変更を行わない使用料・利用料金

●自転車等駐車場一時利用(1日 1台につき)

区 分 現行金額 コスト		コスト	提案額	受益者負担率
自転車	100円	11.0円	100円	909. 1%
原動機付自転車	200円	16.5円	200 円	1, 212. 1%



●病害虫防除機(1台 1日につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
動力噴霧機	810円	775.6円	810 円	104. 4%
自走式動力草刈機	3, 240 円	3, 002. 5 円	3, 240 円	107. 9%



●健康増進ルーム(1回 1人につき)

区分	現行金額	コスト 提案額		受益者負担率
	310円	307.0円	310円	101.0%



●市民プール (1回 1人につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
市内居住者(一般)	480 円		480 円	181. 5%
市内居住者(小・中学生)	160円		160 円	60. 5%
市内居住者(幼児)	110円	264 5 111	110円	41.6%
市外居住者(一般)	780 円	264. 5 円 -	780 円	294. 9%
市外居住者(小・中学生)	320 円		320 円	121.0%
市外居住者(幼児)	190 円		190 円	71.8%



(3) 見直しを行った結果、受益者負担率 100%としない使用料・利用料金

●文化会館(大ホール)

区分	現行	金額	771	提到	 客額	受益者	負担率
	平日	土日祝日	コスト	平日	土日祝日	平日	土日祝日
9~12 時	24, 300 円	29, 160 円	142, 401. 0 円	24, 300 円	29, 160 円	17. 1%	20.5%
13~17 時	34, 020 円	40, 820 円	189, 868. 0 円	34, 020 円	40, 820 円	17. 9%	21.5%
18~21 時 30 分	34, 020 円	40, 820 円	166, 134. 5 円	34, 020 円	40, 820 円	20.5%	24. 6%
9~21 時 30 分	83, 100 円	99, 630 円	593, 337. 5 円	83, 100 円	99, 630 円	14.0%	16.8%

●文化会館(中ホール)

豆 厶	現行	金額	金額		提案額		受益者負担率	
区分	平日	土日祝日	コスト	平日	土日祝日	平日	土日祝日	
9~12 時	5, 670 円	6, 800 円	40, 118. 1 円	5,670円	6,800円	14.1%	16.9%	
13~17 時	7, 930 円	9, 390 円	53, 490. 8 円	7, 930 円	9, 390 円	14.8%	17. 6%	
18~21 時 30 分	7, 930 円	9, 390 円	46, 804. 4 円	7, 930 円	9, 390 円	16.9%	20.1%	
9~21 時 30 分	19, 270 円	23, 160 円	167, 158. 7円	19, 270 円	23, 160 円	11.5%	13.9%	

●文化会館(楽屋1)

区 分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
9~12 時	810円	1, 977.0円	810 円	41.0%
13~17 時	1, 130 円	2, 636.0円	1, 130 円	42. 9%
18~21 時 30 分	1, 130 円	2, 306. 5 円	1, 130 円	49.0%
9~21 時 30 分	2, 750 円	8, 237. 5 円	2, 750 円	33. 4%



●文化会館(楽屋 2)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
9~12 時	810円	1, 976.1 円	810 円	41.0%
13~17 時	1, 130 円	2, 634. 8 円	1, 130 円	42. 9%
18~21 時 30 分	1, 130 円	2, 305. 4 円	1, 130 円	49.0%
9~21 時 30 分	2, 750 円	8, 233. 7 円	2, 750 円	33. 4%



●文化会館(楽屋3)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
9~12 時	970 円	2, 148.0円	970 円	45. 2%
13~17 時	1, 290 円	2,864.0円	1, 290 円	45. 0%
18~21 時 30 分	1, 290 円	2, 506. 0 円	1, 290 円	51.5%
9~21 時 30 分	3, 240 円	8, 950.0円	3, 240 円	36. 2%



●文化会館(楽屋 4)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
9~12 時	970 円	2,064.6円	970 円	47. 0%
13~17 時	1, 290 円	2, 752.8 円	1, 290 円	46. 9%
18~21 時 30 分	1, 290 円	2, 408. 7 円	1, 290 円	53.6%
9~21 時 30 分	3, 240 円	8, 602. 5 円	3, 240 円	37. 7%



●文化会館(楽屋5)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
9~12 時	970 円	2, 373. 9 円	970 円	40. 9%
13~17 時	1, 290 円	3, 165. 2 円	1, 290 円	40. 8%
18~21 時 30 分	1, 290 円	2, 769.5円	1, 290 円	46.6%
9~21 時 30 分	3, 240 円	9, 891.2円	3, 240 円	32.8%



●文化会館(第1練習室)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率							
9~12 時	1,620円	3, 762. 6 円	1,620円	43. 1%							
13~17 時	2, 260 円	5, 016.8円	2, 260 円	45. 0%							
18~21 時 30 分	2, 260 円	4, 389. 7 円	2, 260 円	51.5%							
9~21 時 30 分	5, 500 円	15, 677. 5 円	5, 500 円	35. 1%							



●文化会館(第2練習室)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率	
9~12 時	1, 450 円 3, 753.0		1, 450 円	38. 6%	
13~17 時	1, 940 円	5, 004. 0 円	1, 940 円	38. 8%	
18~21 時 30 分	1, 940 円	4, 378. 5 円	1, 940 円	44. 3%	
9~21 時 30 分	4,860円	15, 637. 5 円	4,860円	31.1%	



(4) 見直しを行った結果、原則どおりの見直しはできないが、見直しにより近隣市町等との均衡を図る使用料

●都市公園使用料

区分	単位	現行金額	近隣市の 平均額	提案額
行商、募金その他これらに類す	1人当たり1日	150 円	155 円	150 円
る行為をすること	1㎡当たり1日	45 円	83 円	60 円
業として行う写真の撮影 常時	写真機1台につき1月	1,500円	2,862円	2, 250 円
業として行う写真の撮影 臨時	写真機1台につき1月	300円	302 円	300円
業として行う映画の撮影	1 回 2 時間以内	3,000円	3,841円	3,840円
興行	1㎡当たり1日	15 円	30 円	20 円
競技会、展示会、博覧会等	1㎡当たり1日	3 円	4 円	4 円
公園施設を設置する場合	1 ㎡当たり1月	市長が定める額	-	市長が定める額
公園施設を管理する場合	1㎡当たり1月	市長が定める額	_	市長が定める額

2 手数料の見直しの検討結果

- (1) 見直しを行った結果、受益者負担率 100%まで金額を見直す手数料
- ●放置自転車移送保管(1台につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率	
自転車	2,000円	/ 1// 5 m	3,000円	72. 4%	
原動機付自転車	3,000円	4, 144. 5 円	4, 500 円	108. 6%	



- (2) 見直しを行った結果、受益者負担率 100%のため、金額の変更を行わない手数料
- ●標準的な証明・交付・閲覧の基準(1 通につき)

区分	現行金額	コスト	提案額	受益者負担率
証明・交付・閲覧	300 円	328.4円	300 円	91.4%



使用料・利用料金の見直し結果と対応一覧

(1) 見直しを行った結果、受益者負担率100%まで金額を見直す使用料・利用料金

名称等	区分(室名等)		単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1,5倍)	受益者 負担率
			目転車一般	3,600円	4,038,3円			99,1%
		市内居住者	原付一般	5,400円		6,000円		
	定期利用		自転車高校生以下	1,800円	4,038.3円	2,000円		49,5%
(1)	(1年間)		原付高校生以下	2,700円		3,000円		
自転車等駐車場		市外居住者	自転車一般	7, 20 0円	4,038.3円	8,000円		198.1%
使用料			原付一般	10,800円		12,000円		
1史/174		リルカロ1	自転車高校生以下	3,600円	4,038,3円	4,000円		99,1%
			原付高校生以下	5,400円		6,000円		
	一時利用		自転車	100円	11.0円	100円		909.1%
			原付	200円	16.5円	200円		1212.1%

※現行使用料及び見直し提案額は、同じ条件で比較するため消費税額相当額を加えた金額となっています。

※自転車等駐車場使用料のコストは、処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費等)÷利用可能台数で算出しています。

※原付の使用料は、自転車の1.5倍としています。

名称等	区分(室名等)	単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
②農業センター	会議室1	1時間につき	160円	324.4円	240円	240円	74.0%
使用料	会議室2	1時間につき	160円	320.7円	240円	240円	7 4. 8%

※現行使用料及び見直し提案額は、同じ条件で比較するため消費税額相当額を加えた金額となっています。

※農業センター使用料のコストは、処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費等)×床面積÷総床面積÷利用可能時間で算出しています。

名称等	区分(室	名等)	単位	現行 利用料金	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
	工芸室 (A)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円	591.4円	340円	3 4 5円 510円	57.5%
3	調理実習室(B)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	480円 590円	713 . 8円	710円		99.5%
西白井公民館	研修室(C)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円 340円	714 .6円	340円	3 4 5円 510円	47.6%
※コストは、 同種の施設	作法室(D)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円 340円	705 . 6円	340円	3 4 5円 510円	48.2%
の平均コスト	視聴覚室(E)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	767 .1円	760円		99,1%
	レクリエーション ホール(F)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	1,694_0円	960円	960円 1,125円	56.7%
	研修室 I (G)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間に つ き	160円 270円	649_1円	240円	240円 405円	37.0%
(4)	研修室Ⅱ(G)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間に つ き	160円	649_1円	240円	240円 405円	3 7. 0%
白井駅前公民館	作法室(D)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円	705.6円	340円	345円	48,2%
※コストは、 同種の施設	調理実習室(B)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	480円	713.8円	710円	310/1	99.5%
の平均コスト	視聴覚室(E)	9~17時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	767_1円	760円		99.1%
	レクリエーション ホール(F)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	1,694.0円	9 60 円	960円 1.125円	56,7%
	研修室(C)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円	714 . 6円	340円	345円	47.6%
⑤ 桜台公民館	作法室(D)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円	705 . 6円	340円	345円	48.2%
※コストは、	調理実習室(B)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間に つ き	480円	713.8円	710円	01011	99.5%
同種の施設 の平均コスト	視聴覚室(E)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円	767.1円	760円		99,1%
07 23 X	レクリエーション ホール(F)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	1,694 . 0円	9 60 円	960円 1,125円	56.7%
	<u> </u>	9~17時 17~21時	1時間につき	230円	714 . 6円	340円	345円	47.6%
	会議室2 (C)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円	714 . 6円	340円	345円 510円	47.6%
⑥ 白井_	和室1 (H)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	160円	599.8円	240円	240円 375円	40 ,0%
コミュニティ センタ ー	和室2 (H)	9~17時	1時間につき 1時間につき	160円 250円	599.8円	240円	240円 375円	40. 0%

	区分(室	图名等)	単位	現行 利用料金	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1,5倍)	受 益 者 負担率
※コストは、	工芸室(A)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円 340円	591.4円	340円	3 4 5円 510円	57.5%
同種の施設 の平均コスト	調理室(B)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	480円 5 90円	713.8円	710円		99,5%
	多目的ホ ー ル (F)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	1,694.0円	9 60 円	960円 1,125円	56.7%
	陶芸窯	1回に付き	1時間につき	2,580円	3,733,9円	3,730円		99.9%
	会議室(C)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	230円 340円	714.6円	340円	345円 510円	47.6%
⑦ 公民センタ ー	相談室(G)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	160円 250円	649_1円	240円	240円 3 7 5円	37.0%
	作法室(H)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	160円 250円	599_8円	240円	240円 3 7 5円	40. 0%
※コストは、	集会室(C)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間に つ き	230円 340円	714_6円	340円	345円 510円	47.6%
同種の施設の平均コスト	視聴覚室(E)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	767_1円	760円		99.1%
※H29年6月1日 以降使用料	調理実習室(B)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	480円 590円	713.8円	710円		99.5%
	レクリエ ー ション ホール(F)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間に つ き	640円 750円	1,694.0円	9 60 円	960円 1,125円	56.7%
8 青少年女性	研修室(G)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	160円 27 0円	649』1円	240円	240円 40 5円	37.0%
センター	会議室(G)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間に つ き	160円 27 0円	649_1円	240円	240円 40 5円	37.0%
※コストは、 同種の施設	調理室(B)	9~17時 1 7~2 1時	1時間につき 1時間に つ き	480円 590円	713 . 8円	710円		99.5%
の平均コスト	レクリエ ー ション ホ ー ル(F)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	1,694.0円	9 60 円	960円 1,125円	56.7%
	集会室(C)	9~17時 17~21時	1時間に つき 1時間につき	23 0円 340円	714 . 6円	340円	3 4 5円 510円	47.6%
(9)	休養室Ⅱ (D)	9~17時 17~21時	1時間に つ き 1時間につき	230円 340円	705.6円	340円	3 4 5円 510円	48.2%
学習等供用施設 ※4月1日以降	学習室(調理室) (B)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	480円 590円	713 .8円	710円		99.5%
	学習室(視聴覚 室) (E)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	767.1円	760円		99,1%
	大集会室(F)	9~17時 17~21時	1時間につき 1時間につき	640円 750円	1,694.0円	960円	960円 1,125円	56.7%

[※]それぞれの施設利用料金のコストは、処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費等)×床面積÷総床面積÷利用可能時間で算出しています。

白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例

I	名称等	区分(室名等)		単位	現行 利用料金	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
ľ	⑪老人福祉	市内居住者	1日	1人		943.8円	無料	無料	
	センター	市外居住者	1 🛭	1人	510円	943.8円	760円	765	80,5%

[※]老人福祉センターの市外利用者の利用料金のコストは、処理人件費+(物件費+減価償却費)×床面積(集会室■娯楽室■作業室■風呂) ×総床面積÷利用可能日数÷定員112人(風呂を除く部屋の定員の合計)で算出しています。

白井市使用料条例

名称 等	区分(室名等)	単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
		大人(個人)	210円	286.6円	280円		97.7%
	市内居住者	子供(個人)	100円	286.6円	100円		34,9%
\mathfrak{V}	1117975121	大人(団体)	170円	286.6円	220円		76.8%
プラネタリム		子供(団体)	80円	286.6円	80円		27,9%
使用料		大人(個人)	320円	286.6円	340円		118.6%
更用种	市外居住者	子供(個人)	160円	286.6円	160円		55.8%
	中外店住有	大人(団体)	250円	286.6円	270円		94,2%
		子供(団体)	120円	286.6円	120円		41.9%

[※]現行使用料及び見直し提案額は、同じ条件で比較するため消費税額相当額を加えた金額となっています。

そのうえで、同種の施設((A)~(H)のアルファベットで分類)の平均コストを表示しています。

^{※9}時~17時までと、17時~21時までの使用料■利用料金は、コストが同じため、料金を統一しています。

[※]ブラネタリウム使用料のコストは、処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費等)×床面積÷総床面積÷年間投影回数÷定員86人で算出しています。 ※子ども観覧料金は、気軽に来館し、親しんでもらうため、市内在住■市外在住共に据え置く。高校生は大人料金でしたが、18歳以上を大人料金とします。 座席を占有しない幼児は無料とします。

白井市使用料条例

	名称等	区分(室名等)		単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
		⑩競技広場		一 般	1,620円	1,031.6円	1,030円		99.8%
(*		2時間		高校■大学生	810円	1,031.6円	510円		49.4%
	技広場及び庭			小■中学生	390円	1,031.6円	250円		24.2%
	球場使用料	①庭球場(白井 運動公園を除	ハード■クレー■	一 般	570円	623.8円	620円		99,4%
	*** ** *******************************			高校■大学生	280円	623.8円	310円		49.7%
	₩•७	く。) 砂入り人工芝		小▪中学生	140円	623.8円	150円		24.0%

- ※競技広場使用料のコストは、「処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費等)÷(年間利用可能時間×2施設)}×2時間で算出しています。 そのうえで、同種の施設である指定管理者が管理している白井運動公園競技広場(1施設)のコストと平均したコストを今回のコストとしています。
- ※庭球場使用料のコストは、「処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費等)÷(年間利用可能時間×11面)]×2時間で算出しています。
- そのうえで、同種の施設である指定管理者が管理している白井運動公園庭球場(6面)のコストと平均したコストを今回のコストとしています。

白井市都市公園条例

	47/ 71						
名称等	区分(室名等)	単位	現行 利用料金	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
	(14)	一 般	1,620円	1,031.6円	1,030円		99.8%
	(白井運動公園)	高校■大学生	810円	1,031.6円	510円		49.4%
	競技広場	小■中学生	390円	1,031,6円	250円		24,2%
	(15)	一 般	640円	623.8円	620円		99.4%
	(白井運動公園)	高校■大学生	320円	623.8円	310円		49.7%
	庭球場	小■中学生	160円	623.8円	150円		24.0%

- ※運動公園競技広場の利用料金のコストは、処理人件費+(物件費×面積・総面積)+(滅価償却費+修繕費等)・利用可能時間×2時間で算出しています。 そのうえで、同種の施設である市が管理している競技広場(2施設)のコストと平均したコストを今回のコストとしています。
- ※運動公園庭球場(6面)の利用料金のコストは、{処理人件費+(物件費×面積÷総面積)+(減価償却費+修繕費等)}÷(利用可能時間×6面)×2時間で 算出しています。そのうえで、同種の施設である市が管理している庭球場(11面)のコストと平均したコストを今回のコストとしています。

白井市使用料条例

名称等	区分(室名等)	単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1,5倍)	受益者 負担率
(都市公園使用料)	中木尸公園競技広場	1時間	5,900円	2,383.2円	2,380円		99,9%
⑥照明灯使用料	南山公園競技広場	1時間	5,900円	2,383,2円	2,380円		99.9%

- ※現行使用料及び見直し提案額は、同じ条件で比較するため消費税額相当額を加えた金額となっています。
- ※照明灯使用料のコストは、処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費等)÷(年間利用可能時間×2施設)で算出しています。

白井市都市公園条例

名称等	区分(室	≧名等)	単位	現行 利用料金	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
		午前9時	一般	9,720円	36,637.2円	14,580円	14,580円	39.8%
		~午後1時	高校■大学生	4,860円	36,637_2円	5,830円	7,290円	15,9%
			小■中学生	2,430円	36,637.2円	2,430円	3,645円	6.6%
	入場料の類を徴	午後1時	一 般	9,720円	36,637.2円	14,580円	14,580円	39,8%
	収しないで専用	~午後5時	高校■大学生	4,860円	36,637,2円	5,830円	7,290円	15,9%
	使用する場合	~十後3時	小■中学生	2,430円	36,637.2円	2,430円	3,645円	6.6%
(17)		午前9時 ~午後5時	一般	19,440円	73,274.4円	29,160円	29,160円	39,8%
(白井運動公園)			高校 大学生		73,274.4円		,	
陸上競技場			小■中学生		7 3, 2 74 . 4円		7,290円	6,6%
P生 XX T又 * 勿	入場料の類を徴		~午後1時		56,731_2円	48,600円	48,600円	
	収して専用使用		~午後5時	32,400円	56,731.2円	48,600円	48,600円	85,7%
	する場合	午前9時~	~午後5時	64,800円	113,462.4円	97,200円	97,200円	85.7%
	個人が使用する	場合	一 般	220円				97.4%
	画人な 女用する		小中高大学	110円	308.0円	150円		48.7%
	附属設備	放送設備	1回につき	1,620円	6,324.8円	2,430円	2,430円	38,4%
	川川村田田以川田	写真判定設備	1回につき	5,430円	6,1 35.0円	6,130円		99,9%

- ※入場料を徴収せずに専用使用する場合の利用料金のコストは、処理人件費+(物件費×面積÷総面積)+(減価償却費+修繕費等)÷利用可能時間×8時間で算出しています。
- ※入場料を徴収して専用使用する場合の利用料金のコストは、上記の減価償却費にスタンド建設費が追加されています。
- ※個人使用の利用料金のコストは、処理人件費~(物件費×面積÷総面積)+(減価償却費【スタンド無】+修繕費等)÷利用可能日数÷定員300人で算出しています。 ※付属設備の利用料金のコストは、減価償却費÷利用可能日数で算出しています。

(2)見直しを行った結果、受益者負担率100%のため、金額の変更を行わない使用料 ■利用料金 白井市使用料条例

名称等	区分(室名等)	単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
	動力噴霧機	1台1日	810円	775.6円	810円		104.4%
使用料	自走式動力草刈機	1台1日	3,240円	3,002.5円	3,240円		107.9%

[※]現行使用料及び見直し提案額は、同じ条件で比較するため消費税額相当額を加えた金額となっています。

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

名称等	区分(室名等)	単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1,5倍)	受益者 負担率
19総合保健 センター使用料	健康増進ルーム	1人1回につき	310円	307 . 0円	310円		101.0%

[※]総合保健センター使用料のコストは、{物件費【光熱水費】+減価償却費【建設費】)×床面積÷総床面積・物件費【その他】+修繕費等}

白井市民プールの設置及び管理に関する条例

名称等	区分(室名等)		単位	現行 利用料金	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
		一 般	1人/1回	480円	264.5円	480円		181,5%
	市内居住者	小■中学生	1人/1回	160円	264.5円	160円		6 0. 5%
20		幼児	1人/1回	110円	264.5円	110円		41.6%
市民プ ー ル		一 般	1人/1回	780円	264.5円	780円		294.9%
	市外居住者	小■中学生	1人/1回	320円	264.5円	320円		121.0%
		幼児	1人/1回	190円	264.5円	190円		71.8%

※市民ブール利用料金のコストは、(物件費+減価償却費+修繕費等)÷利用可能日数÷定員2,500人で算出しています。

[※]病害虫防除機使用料のコストは、処理人件費+(減価償却費+修繕費等)・利用可能日数で算出しています。

⁻ 利用可能時間【1人1回2時間と想定】- 定員25人で算出しています。

(3)見直しを行った結果、受益者負担率100%としない使用料・利用料金

白井市文化会館の設置及び管理に関する条例

名称等	区分(室		単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1,5倍)	受益者 負担率
			午前 9時から12時		142,401.0円	24,300円		17,1%
			午後 13時から17時	34,020円		34.020円		17.9%
		平日	夜間 18時から21時30分	34,020円		34,020円		20.5%
			全日 9時から21時30分	83,100円		83,100円	124,650円	14.0%
	大ホ ー ル		午前 9時から12時	29.160円		29,160円	43.740円	20,5%
		_ _	午後 13時から17時	40,820円		40.820円	61,230円	21.5%
		土▪日■祝日	夜間 18時から21時30分	40,820円		40,820円		24.6%
			全日 9時から21時30分	99,630円		99.630円		16.8%
			午前 9時から12時	5.670円		5,670円		14.1%
		平日	午後 13時から17時	7.930円	53,490.8円	7,930円	11,895円	14.8%
			夜間 18時から21時30分	7,930円		7,930円	11,895円	16.9%
			全日 9時から21時30分	19,270円		19,270円		11,5%
	中ホ ー ル		午前 9時から12時	6.800円	40,118.1円	6,800円		16.9%
		_ _	午後 13時から17時	9,390円		9,390円		17.6%
		土■日■祝日	夜間 18時から21時30分	9,390円	46,804.4円	9,390円	14,085円	20.1%
			全日 9時から21時30分	23,160円		23,160円		13.9%
			午前 9時から12時	810円		810円		41.0%
			午後 13時から17時	1,130円	2,636.0円	1,130円		42.9%
	楽屋1		夜間 18時から21時30分	1,130円	2,306.5円	1,130円		49.0%
			全日 9時から21時30分	2.750円		2,750円		33.4%
			午前 9時から12時	810円		810円		41.0%
(21)	楽屋2		午後 13時から17時	1,130円	2,634.8円	1,130円		42.9%
0			不間 18時から21時30分	1,130円	2,305.4円	1,130円		49.0%
基本使用料			全日 9時から21時30分	2,750円		2,750円		33.4%
			午前 9時から12時	970円	2,148.0円	970円		45.2%
			午前 9時から17時 午後 13時から17時	1,290円	2,864.0円	1,290円	1,935円	45.0%
	楽屋3		夜間 18時から21時30分	1,290円	2,506.0円	1,290円	1,935円	51.5%
			全日 9時から21時30分	3,240円	8,950.0円	3,240円		36.2%
			午前 9時から12時	970円		970円	7.5	47.0%
			午前 9時から12時 午後 13時から17時	1,290円	2,752.8円	1,290円		46.9%
	楽屋4		 下後 13時から21時30分	1,290円	2,408.7円	1,290円		53.6%
			全日 9時から21時30分	3,240円	8,602.5円	3,240円		37.7%
			午前 9時から12時	970円		970円		40.9%
			午前 9時から12時 午後 13時から17時	1,290円		1,290円		40.8%
	楽屋5		〒12 131号がら21時30分 夜間 18時から21時30分	1,290円	2,769.5円	1,290円		46.6%
			全日 9時から21時30分	3,240円		3,240円		32.8%
					9,891.2円 3,762.6円	1,620円		
			午前 9時から12時	1,620円				43.1%
	第1練習室		午後 13時から17時 夜間 18時から21時30分	2,260円	5,016.8円	2,260円		45,0%
				2,260円	4,389.7円	5,500円		51.5%
			全日 9時から21時30分	5,500円	15,677.5円			35,1%
			午前 9時から12時	1,450円		1,450円		38,6%
	第2練習室		午後 13時から17時	1,940円	5,004,0円	1,940円		38.8%
			夜間 18時から21時30分	1,940円	4,378.5円	1,940円	,	44.3%
マロ信庫 田州 なが見	古. 担安姊儿 . 目じ冬	.U+ マい あさまても . いこ	全日 9時から21時30分	4,860円	15,637.5円	4,860円	7,290円	31.1%

※現行使用料及び見直し提案額は、同じ条件で比較するため消費税額相当額を加えた金額となっています。

白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則

<u> </u>	品の以直及の日生に因する	~~ 171/10 1 7962	;·J				
名称等	区分(室名等)	単位	現行 使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受益者 負担率
	講演台(花台、脇台付)	1卓	480円	2,742.3円	480円	720円	17.5%
	指揮者譜面台	1台	320円	548₌5円	320円	480円	58.3%
	演奏者用譜面台	1台	160円	548.5円	160円	240円	29.2%
	オーケストラ用ひな壇	1式	3,150円	8,226.8円	3,150円	4,725円	38.3%
	平台	1枚	160円	1,371.1円	160円	240円	11.7%
	仮花道	1式	2,360円	16,453.7円	2,360円	3,540円	14.3%
	反響板(大ホール)	1式	4,870円	算定できず	4 ,87 0 円	7,305円	-
	反響板(中ホ━ル)	1式	780円	算定できず	780円	1,170円	_
	指揮台	1台	320円	1,096.9円	3 20 円	480円	29.2%
	司会者台	1台	320円	2,742.3円	320円	4 80円	11.7%
	プログラムスタンド	1台	320円	2,742.3円	3 20 円	480円	11.7%
	緋毛せん(2間物)	1枚	320円	2,742.3円	320円	4 80円	11.7%

[※]基本使用料のコストは、処理人件費+(物件費+減価償却費+修繕費)×床面積÷総床面積÷利用可能時間で算出しています。

			単位	現行使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1,5倍)	受益者 負担率
		緋毛せん(1間物)	1枚	160円	1,371.1円	160円	240円	11.7%
		上敷(8間物)	1枚	480円	822.7円	480円	720円	58.3%
		上敷(4間物)	1枚	320円	548.5円	320円	480円	58.3%
		上敷(2間物)	1枚	160円	274.2円	160円	240円	58,3%
		上敷(1間物)	1枚	70円	340.0円	70円	105円	20.6%
		びょうぶ	1双	1,580円	8,226.8円	1,580円	2,370円	19.2%
	舞台設備	所作台	1枚	320円	2,742.3円	320円	480円	11.7%
		松羽目	1枚	1,580円	5,484.6円	1,580円	2,370円	28,8%
	条例が定める	竹羽目	1枚	3,300円	5,484.6円	3,300円	4,950円	60.2%
	上限額	浅黄幕	1枚	780円	2,742.3円	780円	1,170円	28.4%
	6,000円以内	長布団(2間物)	1枚	160円	822.7円	160円	240円	19.4%
		長布団(1間物)	1枚	70円	822.7円	70円	105円	8.5%
		高座用座布団	1枚	70円	822.7円	70円	105円	8.5%
		フェルト毛せん	1枚	1,580円	1,371.1円	1.580円		115.2%
		バレ ー 用シ ー ト	1枚	780円	4,113.4円	780円	1,170円	19.0%
		リノテ ー ブ		実費	実費	実費	実費	-
		紗幕	1枚	1,580円	5,484.6円	1,580円	2,370円	28.8%
		振り落しバイプ	1枚	780円	2.742.3円	780円	1,170円	28.4%
		雪篭	1個	320円	2,742.3円	320円	480円	11.7%
		大太鼓	1台	480円	2,742.3円	480円	720円	17,5%
		締太鼓	1台	320円	2,742.3円	320円	480円	11.7%
		ホワイトボード	1台	160円	274.2円	160円	240円	58.3%
		吊カンバン(1間)	1枚	160円	1,371.1円	160円	240円	11.7%
		コントラバス用椅子	1台	160円	548.5円	160円	240円	29.2%
		姿見	1台	160円	274.2円	160円	240円	58.3%
		椅子	1脚	70円	137.1円	70円	105円	51.1%
		机	1卓	160円	274.2円	160円	240円	58.3%
		展示用パネル	1枚	480円	1,371.1円	480円	720円	35.0%
		シャワー	1台	160円	274.2円	160円	240円	58.3%
		ピアノ椅子	1脚	160円	822.7円	160円	240円	19.4%
		飾りジョーゼット	1式	4,210円	8,226.8円	4,210円	6,315円	51.2%
		スタインウエイフルピアノ	1台	9,750円		9,750円		177.8%
		ヤマハフルピアノ	1台	4,870円	5,484.6円	4,870円	7,305円	88.8%
		ベーゼンセミピアノ	1台	4,870円	4,113.4円	4,870円	4.450	118.4%
	A DD 4/T	ヤマハアッフライトビアノ	1台	780円	1,371.1円	780円	1,170円	56.9%
	楽器類	ティンバニ	1台	380円	822.7円	380円	570円	46.2%
	夕雨珍青47	バスドラム	1台	320円	822 . 7円	320円	480円	38.9%
	条例が定める	チャイム	1台	320円	822.7円	320円	480円	38,9%
	上限額	ゴング	1台	320円	822.7円	320円	480円	38.9%
(27)	13,500円以内	マリンバ	1台	480円	822.7円	480円	720円	58.3%
附帯設備の使用		シロフォン	1台	320円	822.7円	320円	480円	38.9%
料		ビブラフォン	1台	320円	822.7円	320円	480円	38.9%
(規則)		コントラバス	1台	780円	1,096.9円	780円 実費	1,170円	71.1%
		ピアノ調律	4 =E	実費	<u>実費</u>		<u>実費</u>	
		拡声装置(大ホール)	1式	3,240円				78.8%
		拡声装置(中ホール)	1式	810円	2,742.3円	810円	1,215円	29.5%
		補助スピーカー オリア	1基	780円	1,371.1円	780円	1,170円	56.9%
		補助調整卓	1台	780円		780円	1,170円	56.9%
	音響設備	録音・再生機器	1台	780円		780円	1,170円	56.9%
	日音政開	3点吊マイク装置	1式 1 本	780円		780円	1,170円	
	条例が定める	エレベーターマイク装置	1本		算定できず	780円 1,580円	1,170円	115.2%
		ワイヤレスマイク コンデンサ ー マイク	1本 1 本	1,580円		1,260円	1 000⊞	
	上限額	コンナンサーマイク ステレオコンデンサーマイク	1本 1本	1,260円			1,890円	91,9% 1 20 ,3%
	4,500円以内	ダイナミックマイク	1本 1本	3,300円 780円	2,742.3円 1,371.1円	3,300円 780円	1,170円	_
						320円		56.9%
		マイクスタンド(床)	<u>1本</u>	320円	548.5円		480円	58.3%
		マイクスタンド(卓上) 周辺機器	<u>1本</u> 1台	160円 780円	548.5円 1,3 7 1.1円	160円 780円	<u>240円</u> 1,170円	29.2% 56.9%
		海辺機奋 持込器具電源	コンセント1個		算定できず	160円	240円	30.9%
		对心命表电源	コン ピント 口回	100円	昇化じさり	10017	240円	_

					日吉」	LIBOX	受益者
		単位	現行使用料	コスト	見直し 提案額	上限額 (現行×1.5倍)	受 益 有 負扣率
映写設	:備 スクリ ー ン	1式	780円	算定できず	780円	1,170円	_
条例が定		1式	3,240円	8,226,8円	3,240円	4,860円	39.4%
上限客	頁 録画再生機器	1式	780円	2,742.3円	780円	1,170円	28.4%
3,000円以	以内 映写持込電源	1式	230円	算定できず	230円	345円	_
	Aセット(大ホール)		3,790円	-	3,790円	5,685円	-
	Bセット(大ホール)		5,240円	_	5,240円	7,860円	_
	Cセット(大ホ―ル)		14,580円	-	14,580円	21,870円	-
	フットライト(大ホー ル)	1列	480円	1,371.1円	480円	720円	35,0%
	フットライト(中ホール)	1列	320円	4,113.4円	320円	480円	7.8%
	ボーダーライト(大ホール)	1列	480円	548.5円	480円	720円	87.5%
	ボーダーライト(中ホール)	1列	320円	274.2円	320円		116.7%
	天井反射板塩込ライト(大ホール)	1式	1,420円	274.2円	1,420円		517.8%
1	花道用フットライト	1 列1色	320円	算定できず	320円	4 80円	-
	アッパーホリゾントライト〈大ホール〉	1列1色	780円	算定できず	780円	1,170円	-
1	アッパーホリゾントライト(中ホール)	1 列1 色	320円	算定できず	320円	480円	-
1	ロアーホリゾントライト(大ホール)	1列1色	480円	548.5円	480円	720円	87,5%
照明設	・ (借 □ □アーホリゾントライト(中ホー,レ)	1列1色	320円	1,371.1円	320円	4 80円	23.3%
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	スポットライト 0, 5Kw	1台	160円	822.7円	160円	240円	19.4%
条例が定	める スポットライト 0.65Kw	1台	160円	822.7円	160円	240円	19.4%
上限奢		1台	320円	822.7円	320円	4 80円	38.9%
13,500円	以内 スポットライト 1 5Kw	1台	480円	822.7円	480円	720円	58.3%
	スタンド(2段)	1本	70円	274.2円	70円	105円	25.5%
	スタンド(3段)	1本	160円	274.2円	160円	240円	58.3%
	クセノンビンスボットライト	1本	1,580円	2,742.3円	1,580円	2,370円	57.6%
	フォロービンスボットライト	1本	480円	1,371.1円	480円	720円	35.0%
	先玉	1個	160円	1,371.1円	160円	240円	11.7%
	照明効果機器	1台	780円	1,371.1円	780円	1,170円	56.9%
	ミラーボール	1台	780円	4,113.4円	780円	1,170円	19.0%
	ストロボ	1台	780円	1,371.1円	780円	1,170円	56.9%
	カラ ーフ ィルター		実費	実費	実費	実費	
	照明持込器具電源	1kwにつき	230円	274.2円	230円	345円	83.9%
	スモークマシン	1式	3,240円	274.2円	3,240円		1181.5%
	水銀灯(中ホール)	1列	320円	274.2円	320円	4 80円	116.7%

※現行使用料及び見直し提案額は、同じ条件で比較するため消費税額相当額を加えた金額となっています。

(4)見直しを行った結果、原則どおりの見直しはできないが、見直しにより、近隣市町等との均衡を図る使用料使用料条例 都市公園使用料

124719 1 191419 3						
名称等	区分(室名等)	単位	現行 使用料	平均の額 白井市除く	見直し 提案額	上限額 (現行×1,5倍)
	行商、募金その他これらに類す	1人1日	150円	155円	150円	
	る行為をすること	1平方メートル1日	45円	83円	60円	67円
		写真機1台1月	1,500円	2,862円	2,250円	2,250円
23)	真の撮影臨時	写真機1台1月	300円	302円	300円	
その他の都市公	業として行う映画の撮影	1回2時間以内	3,000円	3,841円	3,840円	
園使用料	興行	1平方メートル1日	15円	30円	20円	22円
	競技会、展示会、博覧会その他	1平方メートル1日	3円	4円	4円	
	公園施設を設置する場合	1平方メ ー トル1月	市長が定める額		市長が定める額	
	公園施設を管理する場合	1平方メートル1月	市長が定める額	_	市長が定める額	_

手数料の見直し結果と対応一覧

	手数料の種類	使用料 算定根拠	現行 手数料	コスト	見直し 提案額	上限額	受益者 負担率
20世 時代的情報を表示を発動を受け手数料	放 置自転車移送保管 手数料			4.144.5円		3.000円	
図子音音形を有限の野手半科							
超光度性限治体配性 可以性							
世界技術を行動の一般の手のの関係主義料 担から作の歌を対象 200円 324円 300円 410円 914年							
(世界形) (東京 19 1 年 19 1 年 19 1 年 19 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日						_	
### (中央の							_
時間の展現又は所かれた戸院の料案の早上の夕付手数料		証明■交付■閲覧手数料	300円		300円	450円	91.4%
原産者が正規を付けまた。							
原産会社(明年会社)							_
図面							
原列の公園の日間子教科		証明■交付■閲覧手数料	300円	328.4円		450円	91.4%
母かに関する証明主教科							
学の企作是が必定と認める証明を教育							
再発の世間を大口手を終し 日本記載者の関連を文付手数計 日本記載令 日本記載令 日本記載令 日本記載令 日本記載名 日本記述名 日本記述2 日							
海和超車項目報子文件主教科 新版版令 新版版令 新成版令 开放の思い事意を他の参加の記載事の証明意文件数科 都成成令 西部の思い事者の他の参加の記載事の証明を文件数科 都成成令 都成成令 不成的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个			印西市など	と協議を行	テい、平成	30年度以降	に見直し
際語の使わる文件主義計							
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##							
東京の間上中語の受力及びは巨を全の他の意和の記事等の目前を分中を料							
一部の1924年3月経現著の任手教科 標準政令 振速政令 振速政令 振速政令 振速政令 振速政令 振速政令 振速政令 振速政令 振速政令 振速型 振光例 振光例 振光例 振光例	戸籍の届出=申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料						
議論の記録本語が思考が料							
福井隆市中田語手教科 原発例 完了機造申請手教科 原条例 完了機造申請手教科 用条例 用条例 用条例 用条例 日本完了 超到手教科 用条例 日本完了 超到手教科 用条例 日本度工程工作方面和手教科 用条例 日本度工程工作方面和手术教科 用条例 日本度工程工作方面和中国工作方面和中国工作和工作工作方面和中国工作的和中国工作的和中国工作的工作工作方面和中国工作的和中国工作的工作工作方面和中国工作的和中国工作的工作工作方面和中国工作的工作工作方面和中国工作的工作工作方面和中国工作的工作工作工作方面和中国工作工作工作工作方面和中国工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作							
原子中語・主教科 中国検査申請・登料 中国検査申請・登料 中国検査申請・数料 用語 通知・要科							
開発音車接手数料							
古四連部手数料							
田東子 連和 手教 田東							
#空工和工事校了通知手数料							
原発性型物速差対の性例定定・前手数料							
原会例 脱在建築物を削減とした総合的設計による建築物の特例設定申請手数料 東条例	道の位置の指定申請手数料	県条例					
展本建築物新開設と上総合的設計による建築物の持例設定申請手数料							
一般							
原来の一の洋油物について2月上の工事に中げて工事を行う場合の全体打幅原文申録手を料 原条例							
東条例 東条列 東条例 東条列 東条列 東条例 東条列 東条例 東条列 東条例 東条列 東条	一の敷地とみなすこと等の認定の取消し申請手数料	県条例					
東条例							
建築台帳記載事項証明書交付手数料 県条例 東条例 東条列 東条例 東条列 東系列 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東							
 優良生地造成認定申請手数料 県条例 開発行為許可申請手数料 県条例 開発行為許可申請手数料 県条例 所強化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 県条例 野企業の様における建築物では、日本に建築等許可申請手数料 開発的る受けない特別に認度以内の土地における建築等的可申請手数料 開発的る受けない特別に認度以内の土地における建築等的可請手数料 開発的る受けない特別に認度以内の土地における建築等的可請手数料 県条例 開発の登録第の写しの交付手数料 長期の良住宅建築等計画認定申請手数料 県条例 長期佐良住宅建築等計画認定申請手数料 県条例 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 県条例 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 県条例 低炭素建築物系等等計画認定申請手数料 旧標率政令 大の登録手数料 田県条例(権限移譲) 田県条例(権限移譲) 石炭イ・五数料 田県条例(権限移譲) 田県条列(権限部) 田県条列(土田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							-
療食住宅新築認定申請手数料				算定	を行わ	ない手数	女料 📋
開発行為許可申請手数料 - 県条例 - 県条例 - 原条例 - 市街化証 整区域内等における建築物の特例許可申請手数料 - 県条例 - 東条例 - 東条列 - 東条例 - 東条列 - 東系列 - 東条列 - 東条列 - 東系列 - 東系列 - 東条列 - 東系列 - 東系					-		
開発行為変更許可申請手数料							
市街化順整区域内等における建築物の特例許可申請手数料		IE 42 /04					
開発許可を受けない市街化創整区域内の土地における建築等許可申請手数料 県条例 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 県条例							
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料							
開発登録簿の写しの交付手数料							
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料							
計画の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料 県条例							
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料							
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料							
世紀 中							
田県条例(権限移譲) 田里条列(権限移譲) 田田県条列(権限移譲) 田田県条列(権限・産業) 田田県・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・産業・							
大の鑑札の再交付手数料 旧県条例(権限移譲) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 一般廃棄物収集運搬業・可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 一般廃棄物収集運搬業・処分業変更許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 一般廃棄物収集運搬業・処分業変更許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 浄化精清掃業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 原と外のでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の							
征犬病予防注射済票再交付手数料 旧県条例(権限移譲) 旧県条例(権限移譲) 旧県条例(権限移譲) 旧県条例(権限移譲) 旧県条例(権限移譲) 旧県条例(権限移譲) 旧県条例(権限移譲) アル・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大					\vdash		
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 一般廃棄物収集運搬業■処分業変更許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 浄化精清掃業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 島獣飼養の登錄票の交付■更新■再交付手数料 旧県条例(権限移譲) 屋外広告物許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 「中発棄物収集運搬業■処分業■浄化槽清掃業許可証再交付手数料 旧県条例(権限移譲) 「中発条例(権限移譲) 「中発条例(権限移譲) 「中規条例(権限移譲) 「中見条例(権限移譲)							
一般廃棄物処分業許可申請手数料							
浄化精清掃業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 鳥獣飼養の登録票の交付■更新■再交付手数料 旧県条例(権限移譲) 歴外広告物許可申請手数料 ロ県条例(権限移譲) 一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可証再交付手数料 ロ県条例(権限移譲) 小規模特定事業許可申請手数料 ロ県条例(権限移譲) 小規模特定事業変更許可申請手数料 ロ県条例(権限移譲) 小規模特定事業該受け許可申請手数料 ロ県条例(権限移譲) の規模特定事業該受け許可申請手数料 ロ県条例(権限移譲)	一般廃棄物処分業許可申請手数料	旧県条例(権限移譲)					
鳥獣飼養の登録票の交付■更新■再交付手数料 旧県条例(権限移譲) 屋外広告物許可申請手数料 「□県条例(権限移譲) 一般廃棄物収集運搬業●処分業●浄化槽清掃業許可証再交付手数料 「田県条例(権限移譲) 小規模特定事業許可申請手数料 「田県条例(権限移譲) 小規模特定事業変更許可申請手数料 「田県条例(権限移譲) 小規模特定事業譲受け許可申請手数料 「田県条例(権限移譲) 通知力──ドの再交付手数料 「国の定める基準							
屋外広告物許可申請手数料							
一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可証再交付手数料 旧県条例(権限移譲) 小規模特定事業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 小規模特定事業変更許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 小規模特定事業譲受け許可申請手数料 田県条例(権限移譲) 通知カードの再交付手数料 国の定める基準							
小規模特定事業許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 小規模特定事業変更許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 小規模特定事業譲受け許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 通知カードの再交付手数料 国の定める基準							
小規模特定事業譲受け許可申請手数料 旧県条例(権限移譲) 通知カードの再交付手数料 国の定める基準							
通知力一ドの再交付手数料 国の定める基準 国の定める							
	個人番号カードの再交付手数料	国の定める基準					

使用料料金単価算出資料

名称: 白井市農業センター使用料(会議室1) 根拠条例 白井市農業センターの設置及び管理に関する条例

担当課 農政課

利用可能時間 利用可能時間の算出 12 時間 (1日当たりの実質稼働時間) 🗴 359 4, 308 時間 В (1年当たりの実質稼働日数) 1件/1時間当たり経費 積 算 区分 内 容 人件費 1件当たりの人件費 3,941 円 ÷ 60 分 × 3 分 = 197.0 円 197.0 円 基準人件費/1時間当たり 1件当たりの所要時間数(分) • 基準人件費年額 ■ 受 付 1 分 7, 942, 312 円 - 審 1 分 査 事務処理 1 分 基準人件費年額 ÷ 2,015 時間 分 3.941 計 3 分 物件費 1時間当たりの物件費(税込) 100.8 円 年間印刷製本費 0 円 ÷ 4.308 時間 = 0.0 円 (A) 4,308 時間 = • 年間消耗品費 0 円 ÷ 0.0 円 • 年間光熱水費 109,717 円 ÷ 4,308 時間 = 25.4 円 (C) • 年間委託料 61,586 円 ÷ 4,308 時間 = 14.2 円 (D) - 年間賃金 4.308 時間 = 0 円 ÷ 0.0 円 (E) 年間通信運搬費 0 円 ÷ 4,308 時間 = **0.0** 円 (F) - 年間保険料 0 円 ÷ 4,308 時間 = 0.0 円 - 年間賃借料 263,811 円 ÷ 4,308 時間 = 61.2 円 (H) - その他 0 円 ÷ 4.308 時間 = **0.0** 円 (I) 100.8 円 定員のある施設 1時間当たりの減価償却費(税込) 減価 26.6 円 名称 実質取得価格 耐用年数 利用可能時間 償却費 4,308 時間 = 樽貯蔵施設 4,073,136 円 ÷ 24.8 円 (A) 38 年 ÷ 122,625 円 ÷ 4,308 時間 = 開所前修繕費用一式 15 年 ÷ 1.8 円 (B) 4,308 時間 = 円 年 ÷ 円 (C) 円 ÷ 年 ÷ 4,308 時間 = 円 (D) 円 ÷ 年 ÷ 4,308 時間 = 円 (E) 円 年 ÷ 4.308 時間 = (F) 26.6 円 定員数 定員のある施設 その他 円 ÷ 4,308 時間 = 0.0 円 0.0 円 の経費 4,308 時間 = 0.0 円 円 合計 1時間当たり 現行使用料 160 円 改定上限使用料額 240 円 324.4 円 324.4 円 × 100% (受益者負担率) = 324 円 (望ましい料金単価) 使用料改定 (案) 240 円 ※10円未満切捨

[※] 入場料を徴収する施設については、定員(最大収容人員)を加味してください。 ※ 年間勤務時間(2,015時間)は、7.75時間/日×5日×52週で算定しています。

【別添2関係】物件費内訳表

物件費	種別	物件費	全体面積	対象面積	割合	実質経費	年間利用	時間当たり	定員	1人当たり
		(税込)	****				可能時間	経費	化 貝	経費
電気代	光熱水費	321,753円	132.27 m²	45.22㎡ 45.22㎡	34.1%	109,717.0円		25.4円		
	委託料 委託料	101,088円 23,760円	132.27㎡ 132.27㎡	45,22m 45.22m	34.1%	34,471.0円		8.0円 1.8円		
		6,480円		45.22m 45.22m	34.1% 34.1%		4,308時間	0.5円		
	委託料		132.27m²	45,22m²			4,308時間 4,308時間	2.2円		
	委託料	28,080円	132.27 m²	45.22ml	34.1%					
	委託料	21,200円	132.27m²	45.22m 45.22m	34.1%		4,308時間	1.6円		
土地賃借料	賃借料	773,640円	132.27 m ²	45.22111	34.1%	263,811.0円	4,308時[日]	61.2円		
		1,276,001円				435,114.0円		100.7円		0.0円
	【年間別 中間 期 日 門 利 日 利 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					0.0円 0.0円 109,717.0円 61,586.0円 0.0円 0.0円 263,811.0円 0.0円		0.0円 0.0円 25.4円 14.1円 0.0円 0.0円 0.0円 61.2円 0.0円		0.0円 0.0円 0.0円 0.0円 0.0円 0.0円 0.0円 0.0円

【別添2関係】減価償却費内訳表

設備▪施設名称	取得価格 (税込)	建設 補助費	全体面積	対象面積	割合	実質取得価格 (税込)	取得(建設) 年度		年間利用 可能時間	時間当たり 経費	定員	1人当たり 経費
樽貯蔵施設	68,455,699円	34,227,658円	379.23 m i	45.22m²	11.9%	4,073,136円	6	38年間	4,308時間	24.8円		
開所前修繕費用一式	1,030,470円		379.23m ²	45.22m²	11.9%	122,625円	24	15年間	4,308時間	1.8円		
	69,486,169円					4,195,761円				26.6円		0.0円

浄化槽改修 看板設置 照明修理 計 865,200 138,600 26,670 1,030,470

対象外 1階倉庫照明修理 玄関ドアガラス修繕 外灯修繕 誘導灯蓄電池修理 空調機修繕工事 42,000 2階会議室外 26,985 開所後修理 34,650 開所後修理 124,755 開所後修理 10,500 開所後修理

使用料・手数料の考え方

平成 15 年 9 月 11 日 平成 25 年 3 月 25 日 一部改定 平成 28 年 6 月 1 日 改定

1. 現状及び目的

「使用料・手数料の見直し」については、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供するために、白井市第4次行政改革大綱行政改革実施計画(第3次改定版)に位置付け、重点事項の項目の一つとして推進しているところである。

使用料・手数料とは、特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものである。

市では、これまで、これらの料金は他の近隣自治体との比較や市の類似施設との均衡などを主な理由として設定され、利用者に原価(コスト)の負担を求め、徴収するという考え方に必ずしも基づいていなかったところである。

これからは、市民全体の負担の公平性の観点から、施設を利用しない市民も税金という形で負担している「市負担」と利用者が負担する「受益者(利用者)負担」の割合について考え方を明確にし、公表する必要がある。

こうした状況を踏まえ、使用料及び手数料の適正化を図るため、受益と負担の 原則に基づき、行政サービスに対する料金の算定方法及び改定にあたっての考え 方を示すこととする。

2. 使用料の考え方

(1) 使用料とは

使用料とは、公の施設の利用や行政財産の使用の対価として徴収される料金 (地方自治法第225条)であり、主なものとしては、公民館、体育施設、駐輪場 施設などに係る使用料がある。

(2) 使用料の算定方法

使用料は、公の施設の利用や行政財産の使用の対価として徴収される料金であるため、受益者負担の原則に基づき、以下の算定方法により算定することとする。 なお、設置目的が同じ施設は、その施設全体の原価(コスト)の平均とする。

使用料=原価(コスト)×受益者負担率(100%)×利用者区分による乗率

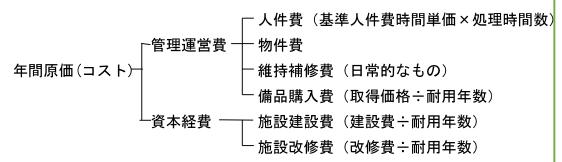
① 原価(コスト)の算定方法

原価(コスト)は、1時間当たり又は1回当たりの使用料を徴収する施設については、年間原価(コスト)をもとに、年間利用可能時間数などにより使用面積に対する1時間当たり又は利用者当たりで算定を行い、市民プールのように1日当たりの入場料を徴収する施設については、年間利用可能日数に最大収容人員を加味した利用者当たりの算定を行う。

年間可能時間数は、条例上の利用可能時間から、季節・天候や施設修繕等に係 る施設閉鎖・使用不能時間を差し引いた実使用時間とする。

年間原価(コスト)は、以下の事務事業の実施に必要な経費を全て含む経費を含めたものを用いる。

算定の基礎となる金額は原則として直近の決算額とするが、臨時的な経費など変動要因がある場合には、可能な限り除くこととする。



- 利用者に直接かかる経費を算入する。
- 基準人件費は、直近の決算における職員1人当たりの平均人件費(給料、 手当、共済費)とする。
- 維持補修費は、基本的には日常的に発生する補修費を算入するが、それ以外のものについては、様々なものがあり、また、耐用年数等を考慮すると、1年当たりの経費を算出することが困難な場合があることから、個々に判断することとする。
- 施設改修費の耐用年数は、経過年数を除く。
- 敷地に係る費用は除く。
- 国や県などから補助金等がある場合には、これに見合う費用を控除する。

② 受益者負担率の設定

使用料は、公の施設の利用や行政財産の使用の対価として徴収される料金であるため、受益者負担率は100%を原則とする。

ただし、以下の図書館などの法令等により使用料が無料とされている施設や、児童館のように市が条例を定め政策的に無料としている施設については、受益者負担を求めないこととする。

無料とする施設の一覧

図書館、道路、公園(有料施設を除く)、児童館、老人福祉センター、 老人憩いの家、高齢者就労指導センター、郷土資料館、市民の森、 地域福祉センター、身体障害者福祉センター、総合保健センター

③ 利用者区分による乗率

受益者負担の公平性を確保するために、利用者区分による乗率は次のとおりとする。

a. 年齢により利用区分を設定する場合

大人:1.0倍 高校生:0.75倍 小中学生:0.5倍 幼児:0.25倍

- b. 市民、市民以外の利用者区分を設定する場合 市民料金の3倍までとする。
- c. 個人、団体(団体割引)の利用者区分を設定する場合 割引後の料金は、個人料金の 0.8 倍までとする。
- d. **営利目的の利用者区分を設定する場合** 市民料金の 3 倍までとする。

(3) 算定の例外

真にやむを得ない理由により、算定の結果と異なる使用料を定める場合は、別途協議し、決定する。

3. 手数料の考え方

(1) 手数料とは

手数料は、特定の者に提供される行政サービスや役務の対価として徴収される料金(地方自治法第227条)で、主なものとしては、住民票の写しや各種証明書の交付などに係る手数料がある。

(2) 手数料の算定方法

手数料は、特定の者に提供される行政サービスや役務の対価として徴収される料金であるため、受益者負担の原則に基づき、以下の算定方法により算定することとする。

なお、証明・交付・閲覧など、同様な性質の事務の手数料については、基準と なる手数料を算定した上で全庁的に金額を統一する。

ただし、法令等で基準を定めている手数料や「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」、千葉県の「使用料及び手数料条例」などの国や県の基準にあわせた手数料については、以下の算定方法による算定を行わず、これらの額と同額とする。

手数料=原価(コスト)×受益者負担率(100%)

① 原価(コスト)の算定方法

原価(コスト)は、年間原価(コスト)をもとに1件当たりで算定を行う。 処理件数は、直近の決算をもとに算出する。

年間原価 (コスト) は、以下の事務事業の実施に必要な経費を全て含める。

「 人件費 (基準人件費時間単価×処理時間数) 年間原価 (コスト)ー 管理運営費─ 物件費

- 備品購入費(取得価格÷耐用年数)

- 基準人件費は、直近の決算における職員1人当たりの平均人件費(給料、 手当、共済費)とする。
- 利用者に直接かかる経費を算入。
- 国、県などからの補助金や負担金等に見合う費用は除く。

② 受益者負担率の設定

手数料は、特定の者に提供される行政サービスや役務について、その対価として徴収される料金であるため、受益者負担率は100%とする。

(3) 算定の例外

真にやむを得ない理由により、算定の結果と異なる手数料を定める場合は、別途協議し、決定する。

4. 使用料と手数料の改定率の上限設定

改定額の設定にあたっては、算出した原価(コスト)に基づき現行料金の見直しを行うものとする。ただし、見直しによって利用者負担が急激に増加することがないように料金改定率は50%を超えないものとする。

5. 使用料と手数料の改定サイクルの設定

受益者負担の公平性を確保するために使用料、手数料を定期的に見直す必要があることから、一定期間の原価(コスト)の変動要因等を考慮し、原則3年ごとに見直すこととする。

使用料料金単価算出資料

名称: (根拠法令:

区分	1時間・1回当たり経費	積 算 内 容				
人件費	· Min · Hanc / ALX	1件当たり人件費				
/ II A		$(1) \div 60 分 \times (2) = \underline{\qquad} \qquad \underline{\square} = (A)$				
		基準人件費時間単価 (1時間当たり) 所要時間数/1 件当たり スターク				
		· 基準人件費年額 · 受 付 分 分 分 分 分 分 分 分 分				
		- 事務処理				
		- 基準人件費年額 ÷ 2,015 時間※ - 分				
14-111 #		= 円(1) 計(2) 分				
物件費		1 件当たり物件費				
		年間印刷製本費 円÷ 時間=(A)				
		年間消耗品費円÷時間=(B)				
		• 年間光熱水費 円÷ 時間=(C)				
		年間委託料 円÷ 時間=(D)				
		・年間火災保険料 円÷ 時間=(E)				
		年間使用料・賃借料				
		(金額) (年間利用可能時間数)				
		計 (A) ~ (E) ÷ 最大収容人員 = <u>円</u>				
減価		名 称:				
償却費		•				
		名 称:				
		·				
		名 称:				
		•				
		名 称:				
		•				
		名 称:				
		•				
		(金額) (耐用年数)(年間利用可能時間数)				
		計 (A) ~ (E) ÷ 最大収容人員 = 円				
その他		- 維持補修費(日常的なもの)円÷時間=				
の経費		•				
合 計		(受益者負担率) (料金単価)				
(円)	(ア)	(ア) × <u>100 %</u> = 円				
		〔現行料金: 円〕				

[※]最大収容人員は、入場料を徴収する施設について加味してください。

[※]年間勤務時間(2,015 時間)は、7.75 時間/日×5日/週×52週/年で算定しています。

手数料料金単価算出資料

名称: (根拠法令:

区分	1件当たり経費	積	内容
人件費		1件当たり人件費	
		(1) ÷ 60分× (2) =	<u> </u>
		 基準人件費時間単価 (1 時間当たり)	
		・基準人件費年額	・受付 <u> </u>
		<u> </u>	·審 查 <u>分</u>
			■
		 • 基準人件費年額 ÷ 2,015時間※	
		= 円 (1)	計 (2) 分
物件費		1件当たり物件費	
		- 年間印刷製本費	
		- 年間消耗品費	<u>円</u> ÷ <u>件</u> = (B)
		▶年間光熱水費	<u>円</u> ÷ <u>件</u> = (C)
			<u>円</u> ÷ <u>件</u> = (E)
			(年間処理件数)
		計(A) ~ (E)	<u> </u>
減価		名称:	F 1 (4)
償却費		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>年</u> ÷件=(A)
		名	左·
		<u> </u>	<u>年</u> ÷ <u>件</u> = (B)
		1	年÷ 件= (C)
			<u>+</u> :
			<u>年</u> ÷件=(D)
			11 (0)
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	年÷件=(E)
			<u> </u>
		計 (A) ~ (E)	円 円
その他の		•	· -
経費		•	
		•	
合 計		(受益者負担率)	(料金単価)
(円)	(ア)	(文価有負担率) (ア) × <u>100 %</u> =	(科並単価)
		(プ/	円)
1		【九门竹亚 ·	רו ו

[※]年間処理件数については、過去3年間の平均値を積算してください。

[※]年間勤務時間(2,015時間)は、7.75時間/日×5日/週×52週/年で算定しています。

<u>白井市文化会館の使用料の見直しを行った結果、</u> 受益者負担率を 100%としない理由について

市では、文化芸術を振興するための拠点として、平成6年度に文化会館を建設し、 さまざまな文化事業が展開されているが、文化芸術の更なる振興及び文化芸術団体を 育成するため、使用料は、受益者負担率を100%とせず、現在の額とする。

なお、平成29年度に今後の文化会館のあり方を検討し、その上で、使用料を検討 することとする。